|  |
| --- |
| 資料２  新旧対照表（案）  ○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則   1. 未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討） 2. 便所の整備基準   　　イ　乳幼児用設備の規定について  は、関係団団体へのヒアリング結果を踏まえ別途検討予定  ※現案は資料１参照のこと |

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１条～第16条　（略） | | | | | | 第１条～第16条　（略） | | | | | |
| 附　則  　この規則は、令和５年10月１日から施行する。 | | | | | |  | | | | | |
| 別表第１（第１条の２、第４条関係）　（略） | | | | | | 別表第１（第１条の２、第４条関係）　（略） | | | | | |
| 別表第２（第２条関係）  １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | | | | | | 別表第２（第２条関係）  １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | | | | | |
|  | 整備項目 | | | 整　　備　　基　　準 |  |  | 整備項目 | | 整　　備　　基　　準 | |  |
|  | １～７（略） | | | |  |  | １～７（略） | | | |  |
| ８　便所  （２）ア  公共トイレの整備の方向性（機能分散について） | | (1)　 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、次に定める各々の構造の便房（以下「バリアフリーに配慮した機能付きトイレ」という。）を各々１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。ただし、次に定める構造を合わせて１つの便房内または複数の便房内に設けることにより、バリアフリーに配慮した機能付きトイレを各々設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。  ア　下記オ～コを満たした便所内に、車いす使用者用便房（[政令第14条第１項](javascript:OpenKokuhouDataWin('/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_d1jfiledl.exe?PROCID=-2048312066&UKEY=1478832910&REFID=41810050037900000000&JYO=14%200%200&KOU=1%200&BUNRUI=H&HANSUU=7&KOKUHOU_WEB=1&LINKTYPE=2'))第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を１以上設けること。  イ　下記オ～コを満たした便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。  ウ　下記オ～コを満たした便所内に、乳幼児用のいすを設けた便房を１以上設けること。  エ　下記オ～コを満たした便所内に、乳幼児用のベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設けること。（他におむつ交換ができる場所を設ける場合はこの限りでない。）  オ　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。  カ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。  キ　出入口は、主たる経路に接続すること。  ク　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。  ケ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。  コ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。  (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（バリアフリーに配慮した機能付きトイレのみで構成されているもの及び(２)の規定によりバリアフリーに配慮したトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。  ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。  イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。  ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。  エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(２)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。  オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。  カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 | | ８　便所 | | | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車いす使用者用便房（[政令第14条第１項](javascript:OpenKokuhouDataWin('/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_d1jfiledl.exe?PROCID=-2048312066&UKEY=1478832910&REFID=41810050037900000000&JYO=14%200%200&KOU=1%200&BUNRUI=H&HANSUU=7&KOKUHOU_WEB=1&LINKTYPE=2'))第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。  ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。  イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。  ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。  エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。  オ　乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。  カ　車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。  キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。  ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。  ケ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。  (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレのみで構成されているもの及び(１)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。  ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。  イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。  ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。  エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(２)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。  オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。  カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |
|  | ９～12　(略) | | | |  |  | ９～12　(略) | | | |  |
|  | 13　誘導設備  （３）  避難設備の整備基準について | 非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。  (1)　非常口とするものについては、段を設けないこと。  (2)　非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。  (3)　一斉放送できる設備を設けるよう努めること。  (4)　避難経路となる屋内の通路については、段を設けないよう努めること。 | | |  |  | 13　誘導設備 | 非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。  (1)　非常口とするものについては、段を設けないこと。  (2)　非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。  (3)　一斉放送できる設備を設けるよう努めること。 | | |  |
|  | 14～15（略） | | | |  |  | 14～15（略） | | | |  |
|  | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備  （７）  聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること  (1) 別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。  　別表第１の１の項、２の項、３の項（無床診療所）、５の項（(３)の用に供するものに限る。）及び６の項から18の項までに掲げる公共的施設において、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を行うよう努めること。  (２)　別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。  　　　別表第１の１の項、３の項及び５の項から18の項までに掲げる公共的施設において、会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けるよう努めること。  (３)　利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。  (４)　別表第１の１の項に掲げる官公庁施設、２の項(２)に掲げる教育文化施設、３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び４の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。 |  |  | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること  (1) 別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。  (２)　別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。  (３)　別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。  (４)　別表第１の１の項に掲げる官公庁施設、２の項(２)に掲げる教育文化施設、３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び４の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。 | |  |
|  | 17　（略） | | | |  |  | 17　（略） | | | |  |
|  | 18　施設計画段階からの利用者の参画  （６）  施設計画段階からの利用者の参画に関する検討 | 国、地方公共団体その他規則第12条で定める団体においては、施設等の整備の計画の策定等への利用者の参画に努めること。 | | |  |  | 18　施設計画段階からの利用者の参画 | （新設） | | |  |
|  | | | | | |  | | | | | |
| ２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） | | | | | | ２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） | | | | | |
|  | | | | | |  | | | | | |
| ３　道路に関する整備基準　（略） | | | | | | ３　道路に関する整備基準　（略） | | | | | |
| ＜整備ガイドブック【望ましい水準】掲載＞  ・幅広歩道等における休憩施設設置について、特定道路以外の道路においても障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、整備ガイドブックに望ましい水準として記載  （４）幅広歩道等におけるベンチの休憩施設設置促進について | | | | | | 新設 | | | | | |
| ４　公園に関する整備基準　（略） | | | | | | ４　公園に関する整備基準　（略） | | | | | |
|  | | | | | |  | | | | | |
| ＜事前協議の際提出書類の追加＞  様式「整備施設・設備利用の円滑化のための対応予定（仮称）」の提出  ・選択式及び自由記述欄付き  ＜整備ガイドブック【セルフチェック】掲載＞  ・上記内容を転載したセルフチェックページの作成  （５）施設の円滑な利用のための支援の提供について | | | | | | 新設 | | | | | |